

厚生労働省

《厚生労働省》

表 13-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日策定） 平成19年9月28日改正 平成20年3月31日改正 平成21年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 ① 法第9条に規定する政策 ② 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものと及び補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないものを除く。） ③ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 政策体系に基づき対象とする政策 評価予定表を基礎として原則以下の場合に実施することとし、毎年度実施計画において具体的に定める。 ① 政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 ② 重点評価課題として評価を行う場合 a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策 b 政策群に位置付けられた政策 c 政策評価の重要対象分野等として提示された政策 d 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等 ③ 政策体系の施策目標について、当該施策目標の指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 (2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの (3) 個々の公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策 ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの (5) 法第7条第2項第2号に規定する政策 (6) 骨太方針に基づき定める成果重視事業 (7) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの ○ 事後評価は、上記(1)①及び②の場合については実績評価又は総合評価方式、(1)③、(5)及び(7)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式を基本とする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。 ○ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用する。 ○ 政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。 ○ 担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況につ

		いて、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表する。
	⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：38の施策目標（24の施策目標については、重点評価課題として評価を実施。） ※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。 ○ 総合評価：2の重点評価課題 ○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した19の事業及び6の成果重視事業 ^(注)
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：該当する政策なし ○ 未了：個々の公共事業であって、評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。 ① 政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策 ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 ③ 個々の公共事業であって、評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの ④ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの ⑤ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

(注) 6の成果重視事業のうち1事業の評価は、旧社会保険庁の実施庁評価による。

表 13-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした政 策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式： 5件 (新規事業等) 〔表13-3-ア〕	事業の政策効果が 有効であると認め られたため予算要 求を行う	5	評価結果を踏まえ、評価対象事業(施 策)を実施することとした(実施す ることを予定) 概算要求に反映 5 機構・定員要求に反映 1			
	事業評価方式： 84件 (個別公共事業) 〔表13-3-イ〕	新規採択が妥当で ある	84	評価結果を踏まえ、新規に実施する こととした 84			
	事業評価方式： 28件 (研究開発) 〔表13-3-ウ〕	新規採択が妥当で ある	28	評価結果を踏まえ、新規に実施する こととした 概算要求に反映 28			
	事業評価方式： 11件 (規制) 〔表13-3-エ〕	規制の新設又は改 廃が妥当である	11	評価結果を踏まえ、法令改正により、 規制の新設又は改廃を行うこととし た(行うことを予定) 11			
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式： 38件 〔表13-3-オ〕	見直しを行わず引 き続き実施	16	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める予 定) 【引き続き推進】 概算要求に反映 16 機構・定員要求に反映 1		
				3	施策全体として予 算規模の縮小等の 見直しを検討	1	機構要求に反映 1
						1	定員要求に反映 1
				19	施策全体として予 算の新規要求、拡 充要求等の見直し を検討	22	② 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った(する こととした又はする予定) 【改善・見直し】 概算要求に反映 22 機構・定員要求に反映 7 機構要求に反映 3 定員要求に反映 7 政策の重点化等 7 政策の一部の廃止・休止・中止 1
		17	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める予 定) 【引き続き推進】 概算要求に反映 12				
		事業評価方式： 19件 (継続事業) 〔表13-3-カ〕	継続が妥当である	12	② 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った(する こととした又はする予定) 【改善・見直し】 概算要求に反映 5		
				5	③ 評価結果を踏まえ、評価対象政 策を廃止・休止・中止(すること とした又はする予定) 【廃止・休止・中止】 概算要求に反映 5		
				1	④ 評価結果を踏まえ、今後も同様 の施策に反映させる 1		
		1	とりやめが妥当で ある	1	③ 評価結果を踏まえ、評価対象政 策を廃止・休止・中止(すること とした又はする予定) 【廃止・休止・中止】		
		1	実施した事業は妥 当	1	④ 評価結果を踏まえ、今後も同様 の施策に反映させる 1		

政策評価の対象 としようとした政 策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
	事業評価方式： 5件 (成果重視事業) 〔表13-3-キ〕	目標の達成に向け て取組を進める	5	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	5	
				概算要求に反映	5	
	総合評価方式： 1件 〔表13-3-ク〕	—	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	事業評価方式： 28件 (個別公共事業 (再評価)) 〔表13-3-ケ〕	継続が妥当である	27	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	27	
		休止又は中止が妥 当である	1	② 評価結果を踏まえ、当該政策を 廃止・休止・中止した（廃止・休 止・中止する予定） 【廃止・休止・中止】	1	
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	事業評価方式： 47件 (個別公共事業 (再評価)) 〔表13-3-ケ〕	継続が妥当である	46	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	46	
		休止又は中止が妥 当である	1	② 評価結果を踏まえ、当該政策を 廃止・休止・中止した（廃止・休 止・中止する予定） 【廃止・休止・中止】	1	
	事業評価方式： 408件 (個別研究開発課 題) 〔表13-3-コ〕	行政課題の解決に 貢献している	408	今後同種の政策の企画立案や次期研 究開発課題の実施に際し反映する予 定である	408	

- (注) 1 個別公共事業（再評価）のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」では、2の重点対象課題について総合評価を実施することとしているが、社会経済情勢等の変化により、1課題のみ実施している。

表 13-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき、平成22年度予算概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、5の政策を対象として評価を実施し、その結果を21年8月28日及び22年1月5日に「平成21年度新規事業に関する事業評価書（事前）」として公表。

表 13-3-ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	周産期医療体制の基盤整備・強化
2	労働契約法等活用支援事業
3	治療と職業生活の両立等の支援のためのモデル事業（新規）
4	未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の創設
5	中小企業における最低賃金の引上げの円滑な実施のための環境整備事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-①参照。

- (2) 新規採択を要求している公共事業の84の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成21年5月13日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 13-3-イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（16（1）地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（68（8）地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-②参照。

2 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成20年度予算に係る事前評価の対象地区数であり内数。

- (3) 平成22年度予算概算要求を行う28の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を21年8月28日に「厚生労働省の平成22年度研究事業に関する評価」として公表。

表 13-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（27事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-③参照。

- (4) 以下の11の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成21年4月16日、9月30日、10月16日、10月26日、22年1月20日、1月28日及び3月18日に「規制影響分析書」として公表。

表 13-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加
2	3歳未満の子を持つ労働者に対して勤務時間の短縮措置の義務付け等
3	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加
4	特例承認の対象となる医薬品の指定
5	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
6	医薬品に関する広告制限の対象の追加（腎細胞がん治療薬「エベロリムス」及びその製剤について）
7	子ども手当の受給資格の認定の適正性を確保するための調査等
8	常時雇用する労働者以外の労働者派遣の原則禁止等の労働者派遣事業の規制の強化
9	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等
10	労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等
11	派遣先の事業場に対する立入検査等

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-④参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」に基づき、38の施策目標について評価を実施し、その結果を平成21年8月28日に「平成21年度実績評価書」として公表。

表 13-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	改善・見直し
2	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	改善・見直し
3	医療情報化インフラの普及を推進すること	改善・見直し
4	感染症の発生・まん延の防止を図ること	改善・見直し
5	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	改善・見直し
6	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	改善・見直し
7	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	改善・見直し
8	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	引き続き推進
9	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	引き続き推進
10	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	改善・見直し
11	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	改善・見直し
12	労働条件の確保・改善を図ること	改善・見直し
13	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	改善・見直し
14	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	引き続き推進
15	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	改善・見直し

16	個別労働紛争の解決の促進を図ること	引き続き推進
17	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	改善・見直し
18	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	改善・見直し
19	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	改善・見直し
20	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	引き続き推進
21	多様な職業能力開発の機会を確保すること	改善・見直し
22	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること	改善・見直し
23	男女労働者が多様な個性や能力を發揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	改善・見直し
24	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	引き続き推進
25	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	改善・見直し
26	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	引き続き推進
27	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	引き続き推進
28	母子保健衛生対策の充実を図ること	引き続き推進
29	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	引き続き推進
30	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	改善・見直し
31	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	引き続き推進
32	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	改善・見直し
33	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	改善・見直し
34	公的年金制度の持続可能性を確保すること	引き続き推進
35	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること	引き続き推進
36	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	引き続き推進
37	国際機関の活動への参画・協力を推進すること	引き続き推進
38	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-⑤参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成17年度に事業評価(事前評価)を実施した18年度予算概算要求に係る新規事業のうち、21年度における継続事業19事業を対象として評価を実施し、その結果を21年8月28日に「平成21年度継続事業に関する事業評価書(事後)」として公表。

表13-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	がん診療連携拠点病院機能強化事業(がん医療水準の均てん化促進事業)	引き続き推進
2	医療施設の耐震化を促進するための補助事業	引き続き推進
3	女性医師支援センター事業(医師再就業支援事業)	引き続き推進
4	潜在助産師復職研修事業 (産科診療所における助産師確保のためのモデル事業)	改善・見直し
5	看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業	引き続き推進
6	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策	改善・見直し
7	臨床研修費等補助金	改善・見直し
8	がん対策情報センター	引き続き推進
9	生活保護受給者等就労支援事業	引き続き推進
10	刑務所出所者等就労支援事業	引き続き推進
11	ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援	引き続き推進
12	若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	改善・見直し

13	ホームレス等就業支援事業（ホームレス就業支援事業）	引き続き推進
14	地域若者サポートステーション事業 （地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業）	改善・見直し
15	技能継承等支援センター事業 （2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の展開）	廃止・休止・中止
16	母子保健医療対策等総合支援事業の充実	引き続き推進
17	介護予防市町村支援事業 （介護予防に係る事業評価・市町村支援事業費）	引き続き推進
18	地域支援事業	引き続き推進
19	継続的評価分析等に要する経費	—

（注）1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表13-4-⑥参照。
2 No.19は、事業終了後の評価を実施したものである。

- （3）事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」に基づき、5つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月28日に「平成21年度成果重視事業評価書」として公表。

表 13-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	引き続き推進
2	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
3	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
4	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
5	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表13-4-⑦参照。

- （4）総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」に基づき、1課題について評価を実施し、平成21年11月30日に「平成21年度総合評価書」として公表。

表 13-3-ク 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	医師確保対策	引き続き推進

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表13-4-⑧参照。

- （5）事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の75実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成21年5月13日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 13-3-ケ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（32（1）地区）	引き続き推進 （30地区） 廃止・休止・中止 （2地区）

2	水道水源開発等施設整備事業（39（1）地区）	引き続き推進
3	水道水源開発施設整備事業（4地区）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-⑨参照。
2 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成20年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。

(6) 事業評価方式を用いて、平成20年度に終了した408研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月28日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表13-3-コ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	
1	I 行政政策研究分野	行政政策研究（26課題）
2		厚生労働科学特別研究（22課題）
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発研究（36課題）
4		臨床応用基盤研究（21課題）
5	III 疾病・障害対策研究分野	長寿科学総合研究（25課題）
6		子ども家庭総合研究（7課題）
7		第3次対がん総合戦略研究（39課題）
8		循環器疾患等生活習慣病対策総合研究（20課題）
9		障害関連研究（17課題）
10		エイズ・肝炎・新興再興感染症研究（37課題）
11		免疫アレルギー疾患等予防治療研究（13課題）
12	IV 健康安全確保総合研究分野	こころの健康科学研究（24課題）
13		難治性疾患克復研究（7課題）
14		地域医療基盤開発推進研究（31課題）
15		労働安全衛生総合研究（5課題）
16		食品医薬品等リスク分析研究（62課題）
17	健康安全・危機管理対策総合研究（16課題）	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-⑩参照。

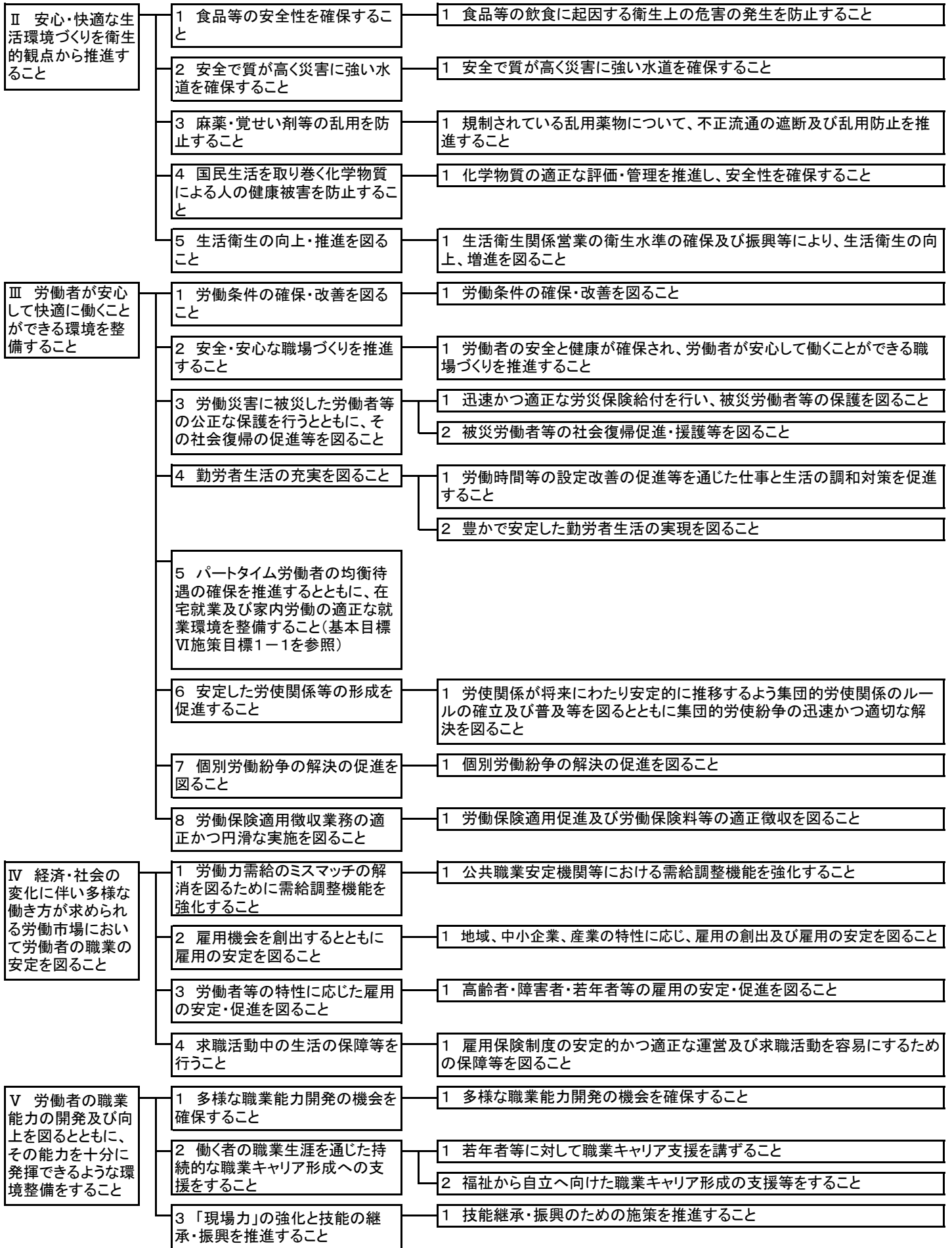
政策体系(厚生労働省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

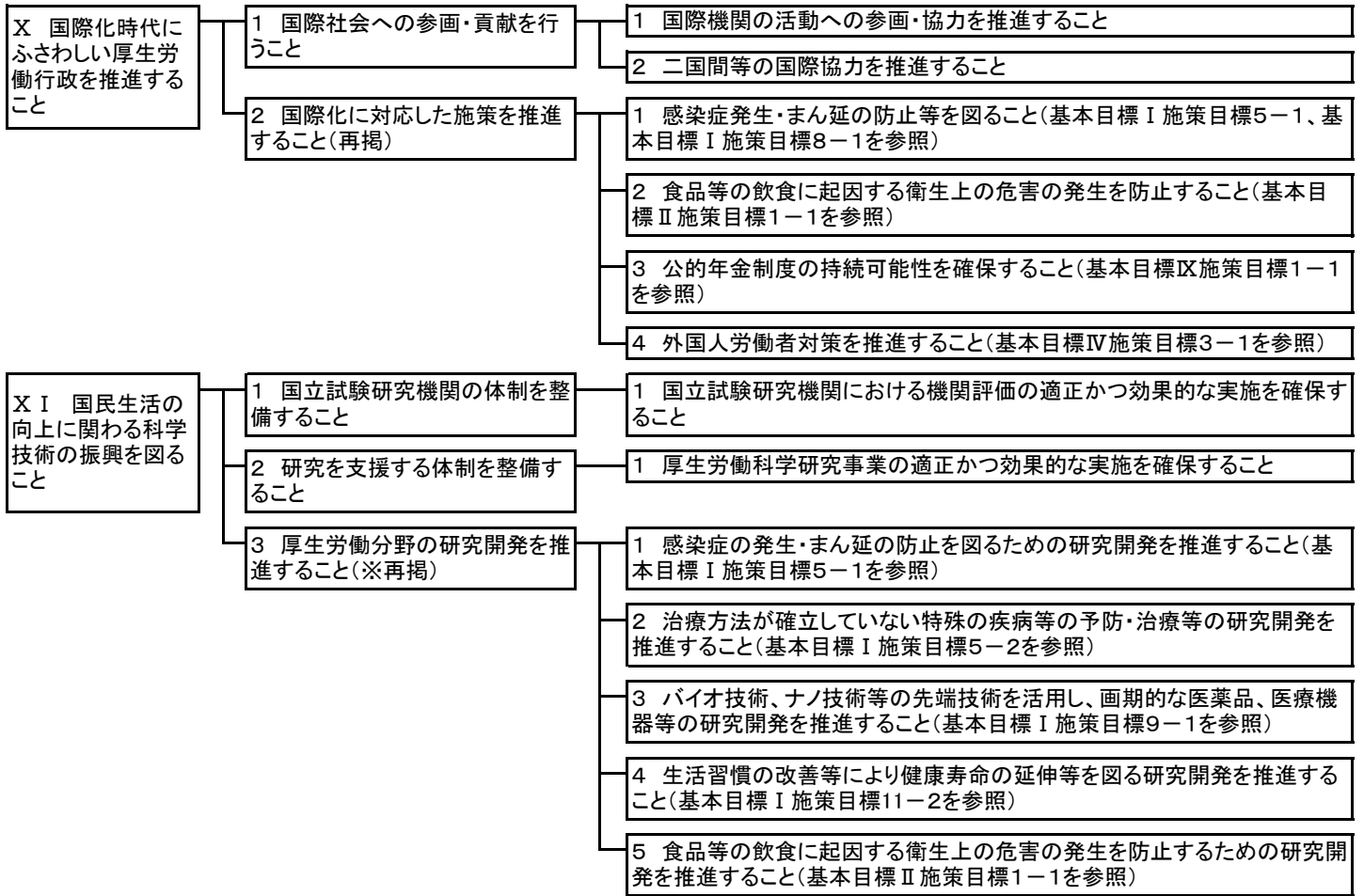
厚生労働省の使命

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

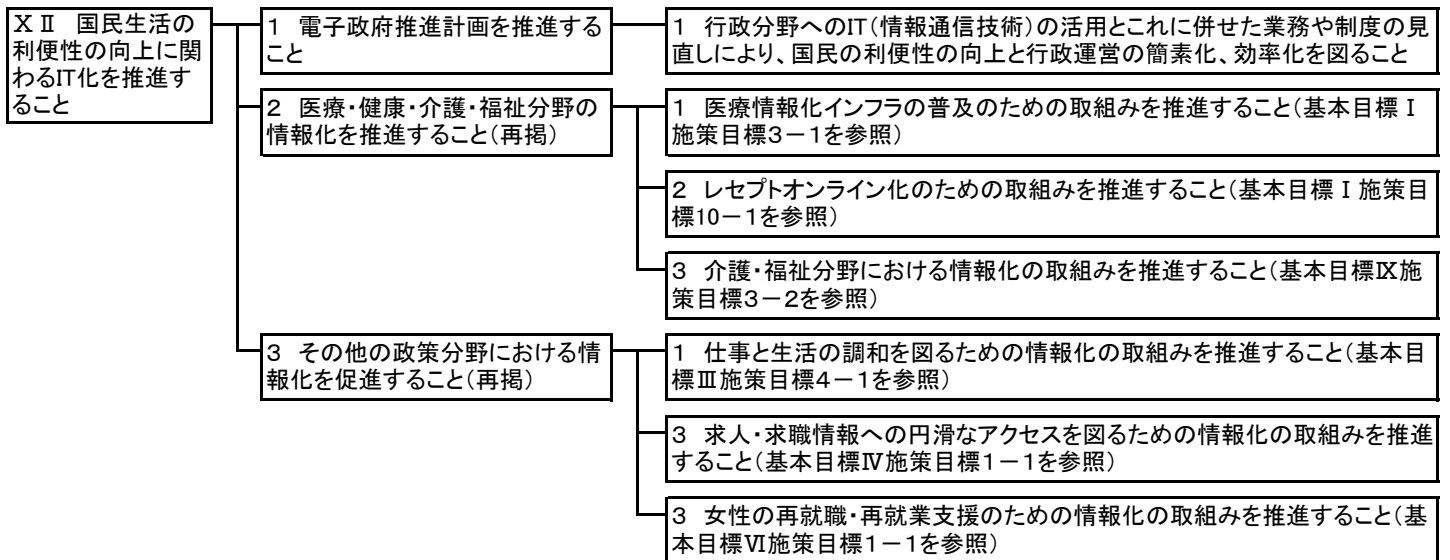
基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化インフラの普及を推進すること 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること	1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること
	9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保険医療体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照) 4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5を参照) 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)
	12 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること







※ 再掲: 基本目標XI 施策目標3-1~3-5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。



(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/seisaku09/dl/seisaku09_02a.pdf 参照

